

台湾情報誌

May
2025
5

Vol. 1010

交流

巻頭記事：感情が動かす制度政治
—台湾における否定的党派性とリコール運動—



令和6年度日本台湾交流協会表彰

公益財団法人 日本台湾交流協会
Japan-Taiwan Exchange Association

目次

感情が動かす制度政治

—台湾における否定的党派性とリコール運動—

小林千乃 1

台湾当局・企業の気候変動対策の動向と日本企業

に求められる対応及び日台連携の可能性

柏木良太 9

台湾人介護専門家研修事業

全体同窓会の開催と令和6年度訪日研修報告

角田径子 17

文化事業「台湾の短歌を語る」実施報告

服部崇、洪上婷、大内洸太 25

日本台湾交流協会事業月間報告（4月実施分） 32

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、公益財団法人日本台湾交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、公益財団法人日本台湾交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

日本台湾交流協会について

公益財団法人日本台湾交流協会は外交関係のない日本と台湾との間で、非政府間の実務関係として維持するために、1972年に設立された法人であり、邦人保護や査証発給関連業務を含め、日台間の人的、経済的、文化的な交流維持発展のために積極的に活動しています。

東京本部の他に台北と高雄に事務所を有し、財源も大宗を国が支え、職員も多くも国等からの出向者が勤めています。

表紙写真

令和6年度日本台湾交流協会表彰を実施しました。日本台湾交流協会表彰は、当協会の活動に協力し、特に推奨するに値する顕著な貢献及び善行を行ったと認められる個人又は団体について、その功績を称えるものです。令和6年度は、佐藤幸人・独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所研究推進部上席主任調査研究員、野嶋剛・大東文化大学教授・ジャーナリスト、学校法人佐久学園、亞智威信有限公司（Asian Wise, アジアン・ワイズ社）、学校法人佐久学園、日本台湾教育支援研究者ネットワークを表彰しました。ご功績に対し、衷心より敬意と感謝を表します。

感情が動かす制度政治

—台湾における否定的党派性とリコール運動—

日本台湾交流協会台北事務所専門調査員 小林 千乃*

台湾では2年に一度選挙が行われているが、2025年は大きな選挙がない「ギャップイヤー」にあたる¹。それにもかかわらず、年初から台湾政治の熱は冷めるどころか、むしろ高まりを見せている。中心的な争点は、民主進歩党（以下、民進党）と中国国民党（以下、国民党）による立法委員（国会議員に相当）のリコール合戦である。現在、民進党所属17名、国民党所属34名、無所属1名の計52名に対してリコールが提起されており、これは選挙区から選出された立法委員79名の約66%が対象となっている異例の事態である。現任の立法委員は昨年1月の総統選と同日に選出されたばかりで、就任からわずか1年余りであるにもかかわらず、なぜこれほど多くの議員が解職を求められているのか。

本稿では、このリコール合戦の動向を整理しつつ、「感情的分極化」と「否定的党派性」という理論枠組みを用いて、有権者を「リコール支持層」と「リコール不支持層」に分類し、各層の行動背景を考察する。

一、リコール運動の現状

1、リコール運動の背景

今期の立法院（国会に相当）は、全113議席のうち、民進党団51席、国民党団54席²、台湾民衆

党（以下、民衆党）団8席で構成されており、与党である民進党は最大多数の議席を獲得できず、行政府と立法府において「ねじれ」が生じている。また、民衆党団は国民党団と立場を共にすることが多く、「与党51票vs野党62票」という構図が成立している。こうした勢力バランスのもと、昨年2月以降、多くの法案をめぐる野党との激しく衝突し、議場で負傷者が出る事態も発生した。

昨年5月には、野党が十分な審議を経ずに法案を強行採択したとして、立法院前に約10万人（主催者発表）が集まった「青い鳥運動」と呼ばれる大規模な抗議デモが発生した³。しかし、その後の第二回会期でも、民進党団提出の法案はほとんど成立することなく、野党の法案ばかりが多数決で成立するといった状況が続いた。こうした中、与野党は互いに委員会室や議場を封鎖する妨害行為に出るなど、議会運営の停滞が常態化していった。

このような混乱の中、民進党団の総召集人である柯建銘は1月4日、立法院における混乱の責任は国民党団にあるとして、「選挙区選出の国民党団立法委員41名全てをリコールすべきだ」と大々的に発言した⁴。当初、この発言は民進党内でも「独走」と受け止められ、国民党側も「リコール返し」には消極的との報道が多く見られた。しかし、その後も本年度中央政府総予算を巡り、野党

※ 本稿の内容や意見等は日本台湾交流協会の公式見解を示すものではなく、また政治的な立場を示すものでもない。なお、本稿中の人物の組織名・肩書きは当時のものである。

1 台湾では2年ごとに、総統及び立法委員（国会議員に相当）選挙、地方首長及び地方議員選挙が実施される。直近では、2024年1月に総統及び立法委員選挙が実施され、翌2026年11月に地方首長及び地方議員選挙が実施される予定。

2 当54席は国民党52席と国民党寄りの無所属2席を合計した数であり、無所属の2名は国民党団として動いている。

3 王揚宇（2024年5月28日）。「立院職権修正案藍白人數優勢下三讀 場外青鳥行動多次集結抗議」、『中央通訊社』、<https://www.cna.com.tw/news/aip/202405280432.aspx>。

4 郭建伸（2025年1月4日）。「柯建銘提「雙罷」改選立法院長、罷免41席國民黨立委」、『中央通訊社』、<https://www.cna.com.tw/news/aip/202501040079.aspx>。

が大胆な削減および凍結を強行し、民生に直結する予算もその対象となったことから、国民党団に対する不満が市民の間にも広がりを見せた。こうした空気を背景に、国民党も対抗措置として、民進党所属立法委員のリコールを提唱し、結果として、台湾全土に及ぶリコール合戦に発展した。

台湾のリコール制度は《公職員選挙罷免法》によって三段階に分けられており、第一段階、第二段階では、それぞれ選挙区有権者総数の1%、10%以上の署名を集める必要がある。それらをクリアすると、第三段階のリコール投票が実施され、①同意票が不同意票を上回る、かつ②同意票が選挙区有権者総数4分の1以上となった場合、リコールが成立する。4月中旬現在、34名の国民党所属、1名の無所属、15名の民進党所属立法委員のリコール案が第二段階に突入している。

2、リコールに向けた具体的な動き

ニュースや街中を見渡すと、国民党支持者による民進党所属立法委員に対するリコール運動よりも、民進党支持者が展開する国民党所属立法委員

へのリコール運動の方が、はるかに目立っている。リコール団体による署名収集は、図1のように、街中の駅の出口や人通りの多い場所で実施されており、特に週末は署名する有権者で賑わっている。これらの署名収集に向け、主に民進党支持者が展開する具体的な施策の一部を、オンラインとオフラインの両面から紹介する。

まず、オンライン上では、3月中旬、映画監督らが中心となり、メディア関係者数百名が国民党所属立法委員に対するリコールを支持する「Taiwan Actionプロジェクト」を立ち上げ、5月上旬までに11本の短編作品を公開、各作品の視聴回数は4~20万回に達している⁶。このほか、台湾全土の国民党所属立法委員に対するリコール署名収集地点と時間をマップ化した「罷傳⁷（図2）」というサイトが開設された。このサイトでは、リコールしたい国民党所属立法委員を選択すると、署名収集が行われている時間帯と場所が地図上に表示される。また、ユーザーの現在地から最寄りの署名収集地点も検索が可能である。図2における「BA」とは、罷免（bà miǎn）の罷を意味し、図



図1 国民党所属立法委員に対するリコール署名収集地点の様子⁵（出典:ETtoday新聞雲）

5 被写体のプライバシーに配慮し、識別可能な人物の顔には筆者がアプリで加工を施している。

6 動画は以下から視聴可能：<https://www.youtube.com/@TAIWANACTION>。

7 サイト運営団体は、立法院における国民党団トップである総召集人の「傳コン（山へんに昆）キ（草冠に其）に付随する組織をリコールし、台湾の民主を守る（原文：罷免傳隨組織・守護台灣民主）」とスローガンを掲げている。



図2 国民党団のリコール署名の収集場所と日時を示したサイト（出典：「罷傳」）

2からも台湾全土で署名活動が展開されている様子が窺える。

一方オフラインでは、積極的な広報戦術も確認できる。たとえば、国民党所属立法委員のリコールを支持する大画面付きトラックが街中を巡回するほか、民進党陣営のリコール団体は、署名用紙と署名収集地点の情報を記載したチラシを該当選挙区の家戸軒一軒に投函している（図3）。興味深いのは、この封筒が縁起物と邪気払いを示す「紅包」として配布されている点である。こうした意匠を施すことで、リコール団体は、リコール

署名という行為自体が「縁起のよいことである」という認識を有権者の間で浸透させようとしているのかもしれない。

3、世論調査から見るリコールの支持層

これほど加熱しているリコール運動だが、世論調査に表れた民意は、その盛り上がりには必ずしも比例していない。台湾の主要な世論調査4機関のデータによると、いずれもリコールに対する否定的傾向が強く（表1）、全ての調査で「支持しない」が「支持する」と答えた割合を上回った。「第二



図3 署名用紙と関連資料を同封した「紅包（返信用封筒）」（本人撮影）

段階の署名に参加するか」という設問では52.9%が「可能性なし」と回答し、「民進党がリコールに成功して行政院と立法院を掌握する状況（完全執政）を受け入れられるか」との問いにも、54.3%が「受け入れられない」と答えている。また、今回のリコール合戦の発端とされる、柯建銘・民進党団総召集人による「国民党団41名全員のリコール」発言に対しても、57.9%が「賛成できない」と回答し、過半数を超えた。さらに、直近10ヶ月にわたる与野党の衝突については、「与党（民進党）に責任がある」との回答が最多となっている。

これらを総合すると、連日報道されるリコール運動の熱狂とは対照的に、一般有権者の間には冷静な空気が広がっており、リコール熱に対する明確な「温度差」が存在しているといえよう。

二、リコール運動と否定的党派性

では、なぜこのような状況が生じているのか。その背景には、台湾社会における「政治的分極化（英：Political Polarization／中：政治極化）」の進行が挙げられる。この概念は、1980年代の米国で民主・共和両党、すなわち進歩派（リベラル）と正統派（保守）のイデオロギー的対立から

提起されたが、現在の台湾を理解する上でも重要な視座を提供しており、近年では台湾を対象とした分極化研究も増加している。

台湾における分極化は、2000年の総統選で初の政権交代が実現して以降、藍（国民党）と緑（民進党）陣営の対立、競争が深まり加速してきた（蕭怡靖、2014）。今回のリコール運動でも、極端な支持層の盛り上がりと不支持・無関心層の乖離が顕著であることは、政治的分極化の進行がより可視化されている証左といえる。加えて蕭怡靖（2014）は、政治的分極化は、敗北した政党側の支持者により顕著に表れると指摘しており、2024年の立法委員選で民進党は国民党に議席数で劣ったことから、民進党支持者の間で特に極化が進み、国民党所属立法委員のリコールに一層積極的な言動が見られるようになった可能性がある。

本来、リコール制度は立法委員個人の資質や立法活動を問うものである。しかし今回のように、国民党団全員へのリコール提案にまで発展した背景には、個人の評価にとどまらず、党派間対立の延長として制度が戦術的に利用されている側面があるのではないか。本章では、この問いに対し、「感情的分極化」と「否定的党派性」という2つの理

表1 リコールに関する世論調査結果（各機関が発表する結果より筆者作成）

TVBS 民意調査（2月11日～18日）912人の電話回答				
	支持	不支持	意見無し	
国民党所属立法委員のリコールを支持するか	31%	44%	24%	
民進党所属立法委員のリコールを支持するか	30%	41%	29%	
民意基金會（3月10日～12日）1,079人の電話回答				
	可能性 有り	可能性 無し	意見無し	その他
該当選挙区であったら第二段階の署名に参加するか	42.6%	52.9%	3.3%	1.2%
	賛成	不賛成	意見無し	その他
柯建銘・民進党団総召集人の「国民党団41名をリコールする」との発言に	32.6%	57.9%	9.5%	2.4%
	与党	野党	両党	その他
直近10ヶ月の与野党衝突の原因は与野党どちらにあるか	43.2%	37.8%	8.5%	10.5%
聯合報系民意調査（3月10日～13日）1,094人の電話回答				
	賛成	不賛成	意見無し	
立法委員をリコールすることに賛成か	43%	47%	10%	
国民党所属立法委員のリコールを支持するか	38%	53%	9%	
民進党所属立法委員のリコールを支持するか	26%	65%	9%	
美麗島電子報（3月25日～27日）1,072人の電話回答				
	可	否	未回答	
民進党がリコールを成功させ、行政院と立法院で完全執政することを受け入れられるか	38.3%	54.3%	7.4%	

論的概念を用いて、初歩的な分析を試みる。

1、感情的分極化、否定的党派性とは？

「感情的分極化 (affective polarization／情感極化)」とは、有権者が政党や政治的立場を「政策的違い」ではなく、「好悪感情」を基軸にして態度を形成し、自己グループ (in group) と他者グループ (out group) との間に明確な境界線を引く傾向を指す。この現象では、自分の支持政党への好感と他党への嫌悪が双方向に増幅されながら強化されていく (Billig & Tajfel, 1973 ; Nai & Walter, 2015)。リコール運動においてこの感情軸が働く場合、「自分はA党の支持者だからA党の行為は支持し、B党は嫌いだからリコールする」という選択行動が生まれる。そして、この感情的分極化を支えるもう一つの重要な概念が「否定的党派性 (negative partisanship／負面黨性)」である。否定的党派性とは、特定の政党や政治家に対して強い嫌悪感や敵意を抱き、それが行動動機として働く状態を指す。ライバル政党に対する否定的感情は、従来の政党支持よりもさらに自分の支持政党への忠誠心に影響を与えることが分かっている (Abramowitz & Webster, 2016)。

2、リコール運動の理論的見方

以下では、上述の理論枠組みを用い、有権者をリコール支持層とリコール不支持層に分類することで、各層の行動背景における心理メカニズムを考察する。なお、本稿では、字数等の制限から、リコール支持層は主に民進党側の支持者、リコール不支持層は民衆党支持者および中間層を主な対象として分析する。

(1) リコール支持層

なぜリコールの対象が一部ではなく、国民党団全員へと拡大したのか。その背景には、「国民党団は中国による台湾社会への浸透に加担しており、議会多数を武器に議論を封殺して政策を強行

している」との認識が、民進党支持者の間で広がっていることがある。このような危機意識から、「可能な限り多くの国民党所属立法委員をリコールし、民進党候補を当選させることで、国会を正常化しなければならない」といった思考が働いていると考えられる。

この文脈では、リコール支持層が政治対立の構図を「反・中国共産党 (=民進党)」と「親・中国共産党 (=国民党)」の二極で捉え、感情的分極化が加速したため、「国民党所属」という属性自体が、リコールの正当な理由とみなされる—否定的党派性が顕著に現れる—ようになった。同様の反応は、国民党支持者にも逆方向で生じており、結果として双方が「自党以外はすべて敵」とみなすような、敵対感情の応酬状態に陥っている。

したがって、今回の大規模リコールは、特定の立法委員の言動や評価に基づいた選択的な制度行使ではなく、政党の属性に着目した「党派排除」の衝動として展開されていると考えられる。否定的党派性が強まることで、有権者の判断は個々の政策や人物評価を超え、「敵陣営の排除」そのものを目的とするような制度利用へと転化している可能性がある。

一方、すべての民進党支持者が国民党所属立法委員のリコールを積極的に支持しているわけではない。筆者が一部の民進党支持者に対して行った非公式な聞き取りでは、「リコールそのものには疑問を持っているが、国民党に立法院を支配されるのは嫌なので署名に行く」と語る人が多数いた。このような態度は、「Aを支持しているわけではないが、Bが嫌いなのでAに投票する」という否定的党派性の典型例であり、近年の台湾政治でも観察される重要な投票行動パターンである⁸。つまり、リコール運動に対する積極的な支持がない場合でも、他政党への嫌悪感がリコール参加の原動力となる構図が、台湾社会において広がりを見せていると推測できる。

8 2004年から2020年における総統選挙 (李弘鐸 & 張佑宗, 2022) や県市議員選挙 (張順全 & 莊文忠, 2024) の研究があり、台湾人の投票行為を理解する上で大変参考になる。

(2) リコール不支持層

では、リコールに消極的な民衆党支持層や無党派層は、「特定政党を支持しているからリコールに反対している」のだろうか。本節では、否定的党派性との関連性を明らかにするため、政党支持を独立変数として分析を行う。3機構による政党支持別のデータを統合すると、民衆党支持層・無党派層ともに、リコールに否定的な傾向が見られた(表2)。

まず民衆党支持層では、柯文哲・前民衆党主席の起訴以降、民進党への否定的党派性が強まっていると考えられる。その影響もあるためか、民進党所属の立法委員にはリコールを支持し、国民党所属にはリコールを支持しないという傾向が示された。理論上、民衆党支持者が両党立法委員に対

して等しくリコールを支持することも可能であるはずだが、実際には支持・不支持に明確な偏りが見られる。このような行動パターンは、特定政党への積極的支持によるものではなく、「より嫌悪する政党の主導する行動には加担したくない」という否定的党派性によって説明できることを示唆している。さらに、立法院で民衆党団が国民党団と連携する場面が多いため、民衆党支持層にとって国民党所属立法委員への満足度が相対的に高く、それもりコール不支持に影響している可能性がある。

一方、無党派層は両党立法委員への満足度が総じて低く、いずれの党にも積極的な支持を示していない。そのため、両党のリコールに対しても多くが「意見なし」と回答し、署名にも参加しない

表2 民衆党支持層と無党派層のリコールに対する見方

		民衆党支持層				無党派層			
		支持		不支持		支持		不支持	
民衆党支持層	民進党所属立法委員のリコールを	48		30	21	16		35	49
	国民党所属立法委員のリコールを	13		68	19	22		37	41
	自分が該当選挙区であれば署名に参加	16		83	1	19		74	7
	柯建銘の「国民党団 41 名リコール」発言に	賛成		不賛成	その他	賛成		不賛成	その他
		3.7		95	1.3	17		71	12
	民進党は、大リコール運動を停止すべき	同意		不同意	その他	同意		不同意	その他
		79		20	1	55		29	11
		満足		不満足	その他	満足		不満足	その他
	民進党所属立法委員に対する満足度	10		未公表	未公表	20		未公表	未公表
	国民党所属立法委員に対する満足度	64		未公表	未公表	32		未公表	未公表
		同意	不同意	未定	不投・棄票	同意	不同意	未定	不投・棄票
	ある民進党立法委員のリコール投票で投じる票は	68	30	2	0	44	18	31	6
	ある国民党立法委員のリコール投票で投じる票は	28	72	0	0	28	72	0	0
無党派層		支持		不支持	意見なし	支持		不支持	意見なし
	民進党所属立法委員のリコールを	16		35	49	16		35	49
	国民党所属立法委員のリコールを	22		37	41	22		37	41
	自分が該当選挙区であれば署名に参加	19		74	7	19		74	7
	柯建銘の「国民党団 41 名リコール」発言に	賛成		不賛成	その他	賛成		不賛成	その他
		17		71	12	17		71	12
	民進党は、大リコール運動を停止すべき	同意		不同意	その他	同意		不同意	その他
		55		29	11	55		29	11
		満足		不満足	その他	満足		不満足	その他
	民進党所属立法委員に対する満足度	20		未公表	未公表	20		未公表	未公表
	国民党所属立法委員に対する満足度	32		未公表	未公表	32		未公表	未公表
		同意	不同意	未定	不投・棄票	同意	不同意	未定	不投・棄票
	ある民進党立法委員のリコール投票で入れる票は	44	18	31	6	44	18	31	6
	ある国民党立法委員のリコール投票で入れる票は	28	72	0	0	28	72	0	0

(TVBS 民意調査センター、民意基金会、美麗島電子報のデータより筆者作成。単位は%)

傾向がある。ただし、柯建銘のリコール発言については71%が賛成していないうえ、過半数が「民進党はリコール運動を停止すべき」と回答していた。無党派層の選好は肯定的党派性ではなく否定的党派性に基づいており (Siev et al., 2024)、また、社会が両極化する中でも比較的理性的に民主主義の原則に従う傾向がある (Svolik, 2019)。したがって、現状のようにリコール不支持が多数派である社会環境下で、彼らは無関心又は静観の立場を取っていると考えられる。そのうえで、民進党主導のリコール運動には一層の反発が生じ、「国民党は支持していないが、民進党のリコールにはさらに賛同できない」として、民進党所属立法委員にリコール同意票を投じると答えた無党派層が存在した可能性もある。実際、台湾における否定的党派性に関する研究では無党派層は現在、国民党寄りのグループよりも、民進党寄りのグループに対する嫌悪感が強いことが示されている (張順全 & 莊文忠, 2024)。

以上の考察は、仮説的なものであるが、現在台湾で進行するリコール合戦を、感情的分極化と否定的党派性という理論的枠組みから読み解こうとする試みである。本稿では、台湾におけるリコール運動の現地の動態を報告するとともに、党派的感情が制度参加に与える影響の分析を試みた。今後、より実証的な検証を通じて、政党支持の構造や感情的行動が制度運用に与える影響について、さらなる理解が進むことが期待される。

三、最後に

有権者の間で否定的党派性が高まることは、政治エリートによる対立的な統治アプローチを後押しする要因となることが指摘されている (Abramowitz & Webster, 2016)。今回、台湾で展開されている大規模なリコール合戦は、すでに有権者の間で深化した否定的党派性が、政治エリートによって制度的手段として活用され、逆に彼らの政治的感情を扇動する結果となった可能性がある。しかし、先行研究が明らかにしているように、政党が対立を煽る方向へと振る舞うことは、「悪性の分極化 (pernicious polarization)」を招き、最終的には民主主義の健全な機能を劣化さ

せることに繋がる可能性がある (McCoy et al., 2018; McCoy & Somer, 2019)。McCoy & Somer (2019) は政治・市民社会においてゲートキーパーとして機能しうる政党エリートの責任を重視しており、彼らが分極化の拡大を防ぎ、制度の安定性を回復させるために重要な役割を果たすと論じている。今後の台湾社会においても、こうした政治エリート層が分極化を抑止する方向に動くのか、それともその波に乗ってリコール制度を利用し続けるのかが、大きな岐路となるだろう。筆者としては、引き続き動向を注視したい。

なお、5月上旬現在多くのリコール案は第二段階の署名収集中または提出済みであり、選挙区有権者の10%を超える署名が集まれば、2025年夏以降にリコール投票が実施される見込みである。もし投票が実施された場合には、その結果を踏まえて、否定的党派性が台湾政治に及ぼす具体的影響について、さらに考察を深めていきたい。

四、参考論文

- Abramowitz, A. I., & Webster, S. (2016). The rise of negative partisanship and the nationalization of U.S. elections in the 21st century. *Electoral Studies*, 41, 12-22.
- Billig, M., & Tajfel, H. (1973). Social categorization and similarity in intergroup behaviour. *European Journal of Social Psychology*, 3 (1), 27-52.
- McCoy, J., Rahman, T., & Somer, M. (2018). Polarization and the Global Crisis of Democracy: Common Patterns, Dynamics, and Pernicious Consequences for Democratic Polities. *American Behavioral Scientist*.
- McCoy, J., & Somer, M. (2019). Toward a Theory of Pernicious Polarization and How It Harms Democracies: Comparative Evidence and Possible Remedies. *The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, 681 (1), 234-271.
- Nai, A., & Walter, A. (Eds.). (2015). *New*

-
- perspectives on negative campaigning: Why attack politics matters.* ECPR Press.
- Siev, J. J., Rovenpor, D. R., & Petty, R. E. (2024) . Independents, not partisans, are more likely to hold and express electoral preferences based in negativity. *Journal of Experimental Social Psychology*, 110, 104538.
- Svolik, M. W. (2019). *Polarization versus Democracy*. Journal of Democracy.
- 張順全 & 莊文忠 (2024)。負面黨性如何影響臺灣民眾選擇地方民意代表？應用網路調查結合聯合實驗設計探索投票行為。選舉研究, 31 (1)。
- 李弘繹 & 張佑宗 (2022)。負面黨性與投票抉擇：2004-2020年臺灣總統選舉的分析。選舉研究, 29 (2)。
- 蕭怡靖 (2014)。從政黨情感溫度計解析台灣民眾的政治極化。選舉研究, 21 (2), 1 -42。

台湾当局・企業の気候変動対策の動向と日本企業に求められる対応及び日台連携の可能性

株式会社野村総合研究所 社会システムコンサルティング部 柏木 良太

当協会は日系企業の台湾展開における一助とすべく、一般競争入札にて選定した外部の調査機関に調査を依頼する「委託調査事業」を実施しております。昨年度は野村総研諮詢顧問股份有限公司に「台湾当局や企業におけるCBAM対策を中心とした気候変動対策の対応に関する調査」につき調査を委託しましたところ、簡単な概要をご紹介します。

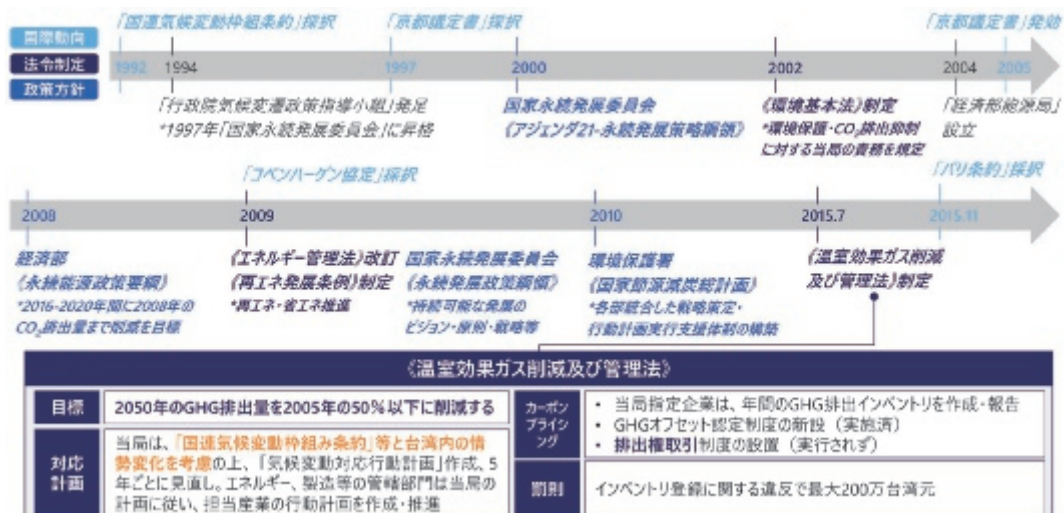
なお詳細な報告書は以下に掲載しておりますところ、ご高覧いただけますと幸いです。
<https://www.koryu.or.jp/business/trade/itakuchosa.html>

台湾は2050年までのカーボンニュートラル実現に向け、気候変動対策の取組を推進している。近年の象徴的な取組として、「2050年ネットゼロ排出ロードマップ」の発表、温暖化ガス排出量取引所の開設、2026年からの炭素税徴収の開始が挙げられる。また、欧州が導入した炭素国境調整措置（Carbon Border Adjustment Mechanism、以下「CBAM」と略す）や、米国で検討の進む気候変動関連政策についても、台湾当局による対応

が進むと考えられる。そのような中、日本企業も台湾当局のカーボンニュートラルに対する政策方針の情報を整理し、適切な対応を進める必要性が高まっている。

Nomura Research Institute Taiwan Co., Ltd.（以下、NRI台湾）では、2024年度に日本台湾交流協会から委託を受け、台湾当局や企業におけるCBAM対策を中心とした気候変動対策の対応と、それに伴い日本企業に求められる対応、

図表1 台湾内外の気候変動対策の動向概要（1990-2010年代）



出所：立法院法律系統「溫室氣體減量及管理法」など当局公開情報を基にNRI台湾作成

日台連携の可能性に関する調査を行った。本稿では、同調査結果の概要を紹介し、台湾内の気候変動対策の動向を踏まえながら、日本企業に対する留意点と日台 win-win となる連携モデルを考察する。

台湾当局の気候変動対策の変遷

(1) 1990年代から2010年代

台湾は国際社会への協調を重視し、世界的な気候変動対策の潮流と足並みをそろえて、組織や法の整備を進めてきた。国連における「気候変動枠組み条約」採択を受け、行政院（日本の内閣府に相当）は1994年「行政院気候変動政策指導小組」を設立した。この組織は京都議定書が採択された1997年に「国家永續發展委員会」に昇格、現在に至るまで台湾の各部門の気候変動対策を統括する役割を担っている。2008年、本格的に温室効果ガス排出量の削減を推進するために、行政院環境保護署内に「温室気体減量管理弁公室（温室気体減量管理辦公室）」が設立される。この弁公室は、気候変動対策や温室効果ガス排出管理に関する施策や法規の検討、部局間調整、排出量調査や排出削減行動の推進、国際参与等を担う部署として、現在も台湾の気候変動対策の中核を担う環境部気候変動署の原型となった部門である。法令面では2015年に「温室効果ガス減量及び管理法（温室気体減量及管理法）」が制定された。初めて「2050

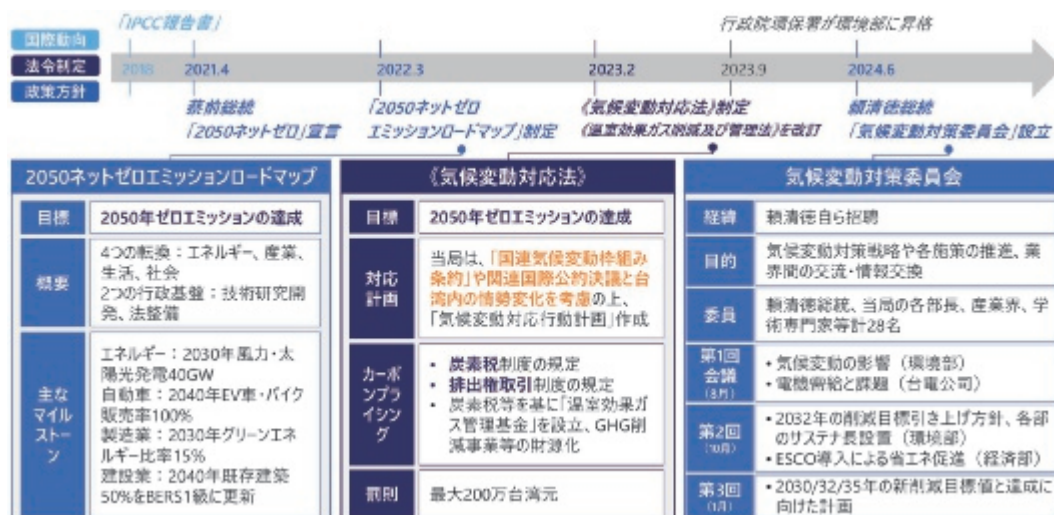
年の温室効果ガスを2005年比で50%以下とする」という温室効果ガス削減目標が法文として明示された他、台湾当局は5年ごとに「気候変動対応行動」を策定・見直しすることが義務付けられる等、温室効果ガス削減に向けた当局の責務が明確化されている点が特徴である。

(2) 2020年代

現在の台湾における気候変動対策における目標は2021年4月に蔡英文前大統領が宣言を行った「2050年のネットゼロ達成」である。これを皮切りに、2022年3月には2050年ネットゼロ達成に向けたロードマップとアクションプランをまとめた「2050ネットゼロエミッションロードマップ」、翌2023年2月には「温室効果ガス減量及び管理法」を改正して「気候変動対応法」を制定し、同年9月にはこれまで気候変動対策推進の中核を担ってきた行政院環境保護署が環境部として日本の省相当に昇格する等、矢継ぎ早に施策、法、組織の整備を進めた。特に「気候変動対応法」では「2050ゼロエミッションの達成」が法文の中に明文化されている点、その具体的な施策として、後述する炭素税やカーボンクレジット等のカーボンプライシング制度が規定される等、現在の台湾における気候変動対策の中核を成す法律となっている。

また、2024年5月に頼清徳氏が新総統に就任

図表2 台湾内外の気候変動対策の動向概要（2020年代）



出所：国家發展委員会「臺灣2050淨零排放路徑及策略總說明」、全国法規資料庫「氣候變遷因應法」、總統府「國家氣候變遷對策委員會」を基にNRI台湾作成

すると、翌月には自ら「国家気候変動対策委員会（國家氣候變遷對策委員會）」を招聘した。委員会は頼清徳や当局の各部局長、産業界、シンクタンク等の専門家、民間団体等の委員で構成されており、台湾における気候変動戦略策定や各施策の推進、業界間の交流や情報交換等を目的としている。

脱炭素に関する台湾のトレンド・潮流

近年の台湾当局の気候変動対策は主にカーボンプライシング制度の整備に重点が置かれている。台湾の温室効果ガス排出は、約500の工場や事業所が全体の排出量の54%を占め、残りの46%は100万以上の中小規模の工場等で構成されている。台湾のカーボンプライシング制度は、炭素税制度で前者の大型排出源の脱炭素化を促進し、カーボンクレジット制度を補助的に用いて後者の脱炭素化を推進する構成になっている。本稿では主要施策である炭素税を紹介する。

炭素税（正式名称：碳費）の初回の徴収は2026年5月に予定されている。炭素税は、各企業が事業活動に伴って排出した温室効果ガスの量に対して直接徴収される。炭素税の対象となる企業は、1年間の温室効果ガスの直接・間接（電気使用）の排出量が2.5万トン（CO₂換算）以上の電力、エネルギー及び製造業の工場や事業所約500か所である。炭素税は基本的に、各事業所の温室効果ガス排出量のうち2.5万トンの超過分に税率を乗じて金額が決まるが、税率には通常の「一

般税率」のほか、後述の「自主減量計画」の提出・実行による2種類の「ボーナス比率」が用意されている。その他、2030年までの過渡期の調整措置としてカーボンリーケージリスクが高いと指定された企業に対する「カーボンリーケージリスク係数」による減額措置も採用されている。

「自主減量計画」とは、脱炭素化に係る目標値やアクションプランを定めた計画書である。環境部に提出し、毎年の進捗状況審査で進捗達成が認められた企業はボーナス比率が適応される。ボーナス比率は、国際基準SBTiに基づく「ボーナス税率A」と、台湾の業界別のベンチマーク企業の実際の削減状況に基づき業界ごとに定められた「ボーナス税率B」の2種がある。このボーナス比率には、大型排出家の自主的な脱炭素アクションを促し、台湾全体の脱炭素を推し進める実効的な仕組みとしての役割を期待する当局の思惑が反映されている。なお、炭素税額は、開始時はCO₂換算1トン当たり一般税率300台湾元、ボーナス税率B 100台湾元、ボーナス税率A 50台湾元である。

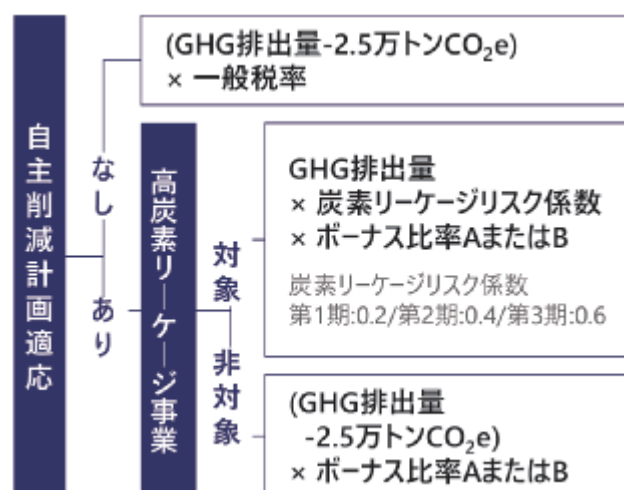
CBAMを中心とする諸外国の気候変動関連政策と台湾への影響

(1) EU

欧州はCBAMの移行期間を開始しており、調整額の徴収が始まる本格運用も2026年に控えている。CBAMでは排出量の報告単位として、施設単位ではなく製品ごとの算出が求められる。また、原則として排出量を実計測することが求められておりデフォルト値の使用は制限されること、第三者機関によるデータの外部証明が必要なこと等、厳格な排出量算定のため、事業者に対応の負担を求めていることが特徴である。

EU域内の事業者（認可申告者）はEU域外からの輸入の際、対象製品のGHG排出量を報告する必要があるが、現時点の対象製品はセメント、肥料、鉄鋼、アルミニウム、水素、電力とGHG排出量が多く、特にカーボンリーケージリスクの高い産業に限定されている。台湾のGDPに占めるこれら製品のEU向け輸出割合は相対的に低く、CBAMによって国際競争力にどの程度の影

図表3 炭素税額の計算公式



出所：環境部気候変遷署「碳費專區」を基にNRI台湾作成

響が生じたか、国・地域間で相対的に比較する指標である世界・総合CBAM影響暴露指数によると、台湾は-0.0006（+値が国際競争力の低下、-値が国際競争力の向上を意味する）であり、マイナスの影響はみられない。一方、2026年以降の本格適用期間では有機化合物やポリマーを対象とすることも検討されている。2024年末時点で正式な導入発表はされていないが、縫製産業に強みを有する台湾にとって影響が大きくなる可能性も考えられる。

（２）その他の国

EU以外の国でも、CBAMに類似した制度の導入の動きがみられる。例えば、英国では2027年に英国版CBAMの導入が予定されている。その他、オーストラリアが2026年を目標に導入検討中、カナダも2020年秋にカナダ版の国境炭素調整（Border Carbon Adjustments）の導入の可能性を探ることを公表し、その後調査結果を公表している。米国でもCBAMに相当する複数の気候変動関連政策が連邦議会で提出されているが、2024年末時点で上下院を通過した法案はない。

台湾当局の今後の取組方針

本調査では、台湾当局の気候変動対策に関する考え方や今後の方針を探るべく、当局・大学・シンクタンクにヒアリングを行った。その結果は、以下の３点にまとめることができる。

① 当局は気候変動対策に積極的であり、欧米を

含めた国際的な動向を注視し、フォローアップしていく方針である。

- ② 現在はこれ以上の規制を実行するのではなく、炭素税、排出権取引等の導入した気候変動対策の効果検証が必要なフェーズである。
- ③ 今後は規制による引き締めではなく、脱炭素に向けた投資を後押しする支援策をより増やし、企業による自主的な取組を促す。

次表では、特に７つのテーマに分けて、重要だと考えられる観点を整理している。

台湾企業の脱炭素化取組状況及び課題

台湾内外の気候変動対策の状況調査を基に、気候変動対策によって台湾企業に生じている影響、課題や対策、日本企業を含むサプライチェーン企業に対して求めていることを把握するため、台湾企業にヒアリング調査を行った。その結果は、以下の４点にまとめることができる。

- ① 最も影響の大きい当局の施策は炭素税であるが、企業は自主削減計画の作成等対策を進めており、経営に大きな影響を及ぼす程ではない。
- ② 国際動向への対応もあり、当局の施策に関わらず、台湾企業は気候変動対策に積極的である。
- ③ 投資コストの大きさ、人材確保・人材育成が課題ではあるが、当局や自治体提供の金銭的支援、人材育成支援を活用することで負担を軽減している。

図表４ ヒアリング結果概要：当局の方針

テーマ	概要
全般	・ 環境部を中心に脱炭素に積極的であり、CO ₂ 排出量の削減目標値を引き上げている ・ 今後は既存施策の効果検証が必要である
気候変動対策委員会	・ 頼総統が気候変動対策を重視する姿勢を示している ・ 脱炭素の進捗状況を台湾内外に公表し、信頼を得る目的もある
炭素税	・ 企業の脱炭素の取組を促すことが目的のため、優遇措置があり金額は低い ・ 将来的に炭素税の金額は上昇するが、対象範囲が早期に拡大する可能性は高くない
カーボנקレジット・排出権取引	・ 炭素税が主要施策である一方、補助的な仕組みである ・ 現状の仕組みの場合、取引は限定的になる
電力・再エネ	・ 脱炭素推進のためには、先進的なエネルギーの開発も含めた再エネ発電施設の迅速な整備が必要である ・ 電力需要量の増加や電力網のレジリエンス強化の必要性もあり、短期的には再エネ電力の不足が続くだろう
CBAM	・ 台湾版 CBAM は法的には導入可能だが、実現までのハードルが多く導入は当分先であろう
支援策	・ 炭素削減の取組負担を軽減するため補助金・助成金や基金の設置に積極的である ・ 特に炭素排出量の多い製造業には人材育成含め手厚く支援している

図表5 ヒアリング結果概要：台湾企業の取組と課題

テーマ	概要
台湾経済・企業への影響	・台湾当局の施策が台湾経済、台湾企業に及ぼす影響は限定的である ・炭素税は大手企業の多くで対象となっており、最も影響の大きい施策である ・特定業界では欧 CBAM への備えが必要かつ今後の影響拡大の可能性はあるが、現段階では規制対象製品が少なく、企業への影響は小さい ・一部企業は、環境規制により業界変革が発生する可能性を指摘している
各社の対策	・脱炭素の目標値、計画を多くの企業で策定しているほか、経営のトップイシューとして気候変動対策に取り組む企業もある ・炭素税のインセンティブ獲得のための自主削減計画の作成準備が進んでいる一方、排出権売買の優先度は高くない ・消費電力による炭素排出量が多く、太陽光パネルの設置や省エネ施策はほとんどの企業で検討済みである ・技術開発に伴う投資コストの大きさ、人材確保・人材育成が課題だが、当局や自治体の支援を上手に活用し負担を軽減している企業も多い
サプライチェーン企業への要求	・一部の企業は、サプライチェーン企業に対して脱炭素の取組の要求を開始しており、中小企業も対策の必要性が高まりつつある

④ サプライヤーに対する脱炭素の取組要求が広まりつつある。

次表では、その詳細について整理している。

在台灣日本企業の脱炭素化取組状況及び課題

気候変動対策によって在台灣日本企業に生じている影響、課題や対策、台湾企業から求められていることを把握するため、在台灣日本企業にヒアリング調査を行った。その結果は、以下の5点にまとめることができる。

- ① 当局の施策による日本企業への影響は限定的である。炭素税の対象企業は少なく、徴収金額も多くない。
- ② 一部企業は、既に台湾企業から脱炭素の取組を要求されている。今後は規制内容の強化、対象業界が拡大する可能性がある。

- ③ 日本本社主導で脱炭素の目標を設定。達成基準は、本社目標>顧客企業からの要求>当局の目標の順に高い。

- ④ 再エネ電力不足等の台湾特有の課題もあり、具体的な行動計画を策定できていない企業も存在。

- ⑤ 対策における課題は台湾企業と同様かつ、情報のキャッチアップも容易でなく、支援策の活用も進んでいない。

次表では、その詳細について整理している。

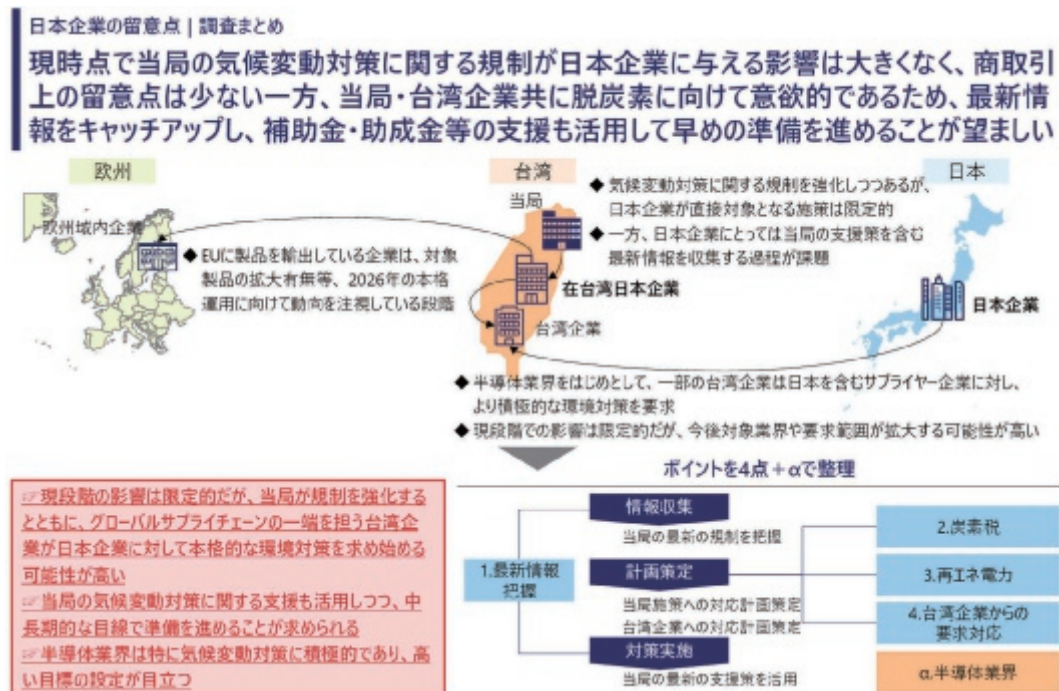
台湾企業との取引、市場参入時における日本企業の留意点

これまでの調査結果を踏まえると、現時点で台湾当局の気候変動対策に関する規制が日本企業に与える影響は小さくなく、商取引上の留意点は少ないと考えられる。台湾当局は気候変動対策に関

図表6 ヒアリング結果概要：在台灣日本企業の取組と課題

テーマ	概要
当局の対策・CBAM による影響	・現時点で日本企業への直接的な影響はほとんどみられない（ただし、台湾域内に大規模な工場を保有している場合のみ炭素税対策が必要となる） ・輸送機器業界は、台湾の EV 販売目標率の達成や普及の前提となる脱炭素効果に疑問を抱いており、域内での事業の方向性に影響が生じ得ると考えている
台湾企業の要求による影響	・一部の業界（半導体、化学）で、サプライヤーである日本企業に対して、脱炭素関連の取組の具体的な要求がみられた ・今後サプライヤーに対する規制が徐々に強化される可能性がある
各社の対策	・日本本社を中心に炭素排出量やカーボンニュートラル達成年等の目標値を定めており、台湾拠点も取組の対象となっている一方、拠点として具体的な計画を策定できていない企業も存在する ・台湾特有の課題として、再エネ電力の購入の難しさが挙げられる。太陽光パネルの設置や省エネを進めているが、再エネ電力の利用比率を十分に上げることができていない ・投資コストの大きさ、人材確保・人材育成が課題となっている点は台湾企業と同様だが、加えて情報のキャッチアップも課題となっており、当局の支援策を受けられている企業は少ない

図表7 日本企業の留意点



出所：NRI台湾作成

する規制を強化しつつあるが、日本企業が直接対象となる施策は限定的である。また、欧州のCBAMについては2026年以降の本格運用に向けて動向を注視する必要があるものの、現時点で規制対象製品は限定的であり、影響も大きくない。

一方、当局・台湾企業共に脱炭素に向けて意欲的である。今後当局が規制を強化するとともに、グローバルサプライチェーンの一端を担う台湾企業が日本企業に対して本格的な環境対策を求め始める可能性は高いだろう。特に、一部の台湾企業は日本を含むサプライヤー企業に対し、より積極的な環境対策を要求し始めている。現段階での影響は限定的だが、今後対象業界や要求範囲が拡大すると想定される。日本企業にとっては当局の支援策を含む最新情報を収集する過程が課題となるが、最新情報をキャッチアップし、補助金・助成金等の支援も活用して中長期的な目線で早めの準備を進めることが望ましい。

以上を踏まえ、気候変動対策に取り組むうえでは「1. 最新情報の把握」「2. 炭素税対策」「3. 再エネ電力利用拡大」「4. 台湾企業からの要求対応」の計4つの観点が必要となる。また、ヒアリング調査と追加のデスクトップ調査の結果から、半導体業界は気候変動対策に関する取組が急

速に進んでいることが明らかとなった。今後日本企業に求められること、その可能性について+αとして特筆する。

「1. 最新情報の把握」の観点では、台湾の気候変動対策に関する法規制は導入直後のものが多く、今後の効果検証を経て制度変更や対象の拡大等が発生し得るため、当局発表の最新情報の把握が重要である。特に、日本企業は台湾企業と比較して当局とのコネクションが少ない等、情報を取得するためには能動的な行動が必要であり、台湾地域を担当する専門組織、専任者を設置することも検討の余地がある。また、脱炭素の取組を促進するため、当局は補助金・助成金等の多くの施策を打ち出していることから、これらに関しても情報収集を進めることで、積極的な活用が望まれる。

「2. 炭素税対策」の観点では、炭素税の対象が炭素排出量の多い事業所のみであること、仮に対象の場合でも炭素削減計画を策定することで徴収金額を削減するインセンティブを得られることから、現時点で日本企業に及ぼす影響は小さい。ただし、炭素税の金額は引き上げが予定されており、2030年には現在の4-6倍程度になる可能性が高いことには留意が必要である。炭素排出量の詳細調査が求められると同時に、対象企業は炭

素削減計画の策定、省エネ推進による影響の低減を図ることが求められる。

「3. 再エネ電力利用拡大」の観点では、脱炭素を進めるための主要な取組の1つがスコープ2の排出量削減、すなわち再エネ電力の利用率向上である一方、台湾では需要が供給を上回る需給ギャップが発生し、再エネ電力の価格が高騰していると同時に、再エネ電力証書のみを購入することが認められていないことが課題となる。施設への太陽光パネルの設置等、再エネ電力購入以外の方法も検討することが求められると同時に、再エネ電力利用率に関する目標設定時は台湾特有の事情を勘案する必要がある。

「4. 台湾企業からの要求対応」の観点では、気候変動対策に先進的な欧州を含むグローバルサプライチェーンの一端を担っている台湾企業は取引先に対し、当局の規制以上の気候変動対策を求める場合がある。例えば、最終納品先である欧米企業から台湾企業に対して要求があった際は、サプライヤーである日本企業に同等の条件を課すことも考えられる。現時点では一部業界にしか影響がみられないが、欧州を中心に他地域の動向を注視しつつ、取引先である台湾企業とも密に連携を取ることで、早めの対策をすることが望ましい。

「+α半導体業界で特筆すべき事項」の観点では、TSMCやASE等、台湾が多くの上流企業を有する半導体業界で、気候変動対策に関する取組が急速に進んでいる点を認識する必要がある。企業ごとの取組だけでなく、サプライチェーン全体の温室効果ガス排出削減、特に上流工程の脱炭素を目的としたコンソーシアムもグローバルレベルで構築されている。日本が材料や設備機器で強みを有する、サプライヤー企業への影響が大きくなることが想定される。

気候変動対策における日台企業連携の可能性

国際的に積極的な取り組みが進む気候変動対策において、日台で連携できる分野、連携で互いに提供できる価値・ポイントには何があるか。7つの分野を紹介する。

分野1 低炭素の火力発電技術の開発と導入

再生エネルギーの導入拡大は必要である一方、再エネのみで電力を安定的に供給することは難しくベース電源が必要となる。ベース電源の炭素排出量を削減するための技術として、天然ガスと水素の混焼や石炭とアンモニアの混焼等の混焼発電の技術が求められている。日本企業は台電との実証実験を開始しており、発電技術のみならず計画や管理運用面でも今後の継続的な協力が期待される。

分野2 次世代発電技術の開発

太陽光発電や風力発電に加え、アンモニア専焼化、地熱、小型モジュール炉（SMR）といった次世代発電技術は脱炭素の推進に重要な技術である。伝統的なエネルギーを代替する可能性はあるものの、技術開発の途上であることや原料調達に伴う採掘、輸出入方法の不安定性、需要不足による高コスト等が課題となり、本格的な実装には至っていない。日本企業も技術開発中であること、日台及び周辺地域の市場を開拓することでスケールメリットも生かせることから、台湾企業との協業の可能性はある。

分野3 水素産業の国際競争力強化

炭素排出量削減に向けた主要技術の1つが水素エネルギーの活用である。日本は「水素基本戦略」にて、水素発電や燃料電池の技術開発だけでなく、安定的かつ低コストなサプライチェーンの構築やインフラの整備、保安戦略の方向性も定めており、事業環境の整備と支援体制で先行している。日本の整備された環境と技術を生かすことで、台湾の技術力向上に繋がる。また、日本にとっても、技術的な優位性を有する分野である水素を欧米諸国に先駆けて海外市場に展開することが今後の目標になっている。日台連携による水素産業の国際競争力強化が期待される。

分野4 省エネ関連技術の開発と導入

従来、台湾の電気料金は安いことから、電力の消費者サイドからの省エネ需要は比較的小さいものであった。一方、産業部門では炭素税等脱炭素に向けた取組が加速していること、また一般住宅向け含め電気料金が頻繁に上昇していることから、省エネに対する需要が高まってきている。日

本はESCO事業を法律で定義するとともに、各種支援政策も設けており、ESCO技術・導入に強みがある。省エネ実現のための有効な手段として、日台協業によるESCO事業の台湾での普及が期待される。また、日本と台湾の各業界団体はESCOを推進する協会であるAsia Pacific ESCO Industry Allianceにともに加盟していることから、アジア全域での協力、市場拡大余地もある。

分野5 工業団地のカーボンニュートラル化

工業団地の炭素排出削減が台湾で求められている。日本では工業団地への再エネ導入、エネルギーの効率的な利用が検討されており、中でも川崎は事業活動から発生する排出物や副生物を可能な限り抑制し、再利用・再資源化やエネルギーの循環活用等を図ることで、環境負荷の最小化を実現している。特に、再生可能燃料、廃棄物固形燃料(SRF)への注目度が高い中で、日本企業が技術提供できる可能性がある。また、この取組は日本が目指す官民によるアジアでの脱炭素に向けたサプライチェーンの構築に繋がるであろう。

分野6 CCS・CCU・CCUS開発と導入

鉄鋼、化学産業等の炭素排出量削減が比較的困

難な産業は、排出量を削減するのみならず、排出したCO₂を分離・回収し、地中に貯蔵もしくは燃料やプラスチック等に変換して利用することで低炭素化を図る必要がある。日本、台湾ではともに実証事例が出始めており、技術の商用化検討段階にある。日本は経済産業省を中心に関連技術の開発を支援しているほか、民間事業者と台湾の研究機関での共同研究事例もある。今後、商用化における課題解決に日台協業で取り組むことで、一刻も早い実装が期待される。

分野7 積極的な技術交流と国際展開

欧州を中心に世界的な脱炭素の要求が今後も厳しくなることで、技術開発が求められる場面が増えることが想定される。日本や台湾では、往々にして同様の技術上の課題を抱えており、また投資コストや人材不足等、研究開発を進めるうえでの課題も近い。日本企業と台湾企業がより積極的な技術交流をすることで、技術のブレイクスルーに繋がる可能性がある。また、国際的な認証制度や国際規格の開発に繋げることも期待される。

台湾人介護専門家研修事業 全体同窓会の開催と令和6年度訪日研修報告

日本台湾交流協会東京本部元上席副長 角田 径子

日本台湾交流協会では、日台共通の重要課題である高齢化対策の一助とすべく、佐久大学とアジア・ワイズ社との共催で平成30年度から令和6年度まで台湾人介護専門家研修事業を計6回実施しました。この事業は、日本の介護技術・介護産業の台湾への展開・普及、台湾における介護労働従事者の社会的地位の向上と高度専門人材の育成を目的としたもので、のべ76名の現役の台湾人介護人材が事業に参加しました^(※)。

令和6年度は訪日研修に加え、事業の総括として同窓会も実施しました。

以下に、その成果についてご紹介いたします。

(※) 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年度に行ったオンライン講座を含む。

1. 同窓会

全6回の研修会の集大成として、2025年3月8日、台北市内のホテルにて同窓会を開催しました。23名の元研修生が参加し、恩師である佐久大学の菊池小百合教授、唐澤千登勢教授、廣橋雅子教授兼国際交流部長及びアジア・ワイズ社の王珠恵董事長との再会を喜び合いました。

また、来賓には衛生福利部の祝健芳・長期照顧司司長、徐鉅美同科長、台北護理健康大学の蔡君明教授、郭麗敏副教授をお招きし、主催者を代表して当協会台北事務所の服部崇副代表の開会挨拶によって始まった同窓会では、研修生代表の8組による日本での研修についての応用成果が次々と報告され、祝司長をはじめとする来賓の方々からは、目覚ましい成果を讃えるコメントが相次いで寄せられました。

(1) 成果報告概要

第1組 「日本の概念と技術を取り入れた教育プログラムの構築と実施」

朱麗蓉(5)、洪綺琳(5)、李欣容(5)、
潘盈臻(5)、許雅倫(6)、張維綸(5)

注

及びアジア・ワイズ社王珠恵先生

(注：発表者氏名の括弧内数字は参加した回数。以下同じ)

王珠恵先生の指導を仰ぎつつ、日本で学んだ介護の原則である高齢者ひとりひとりのライフスタイルの維持継続、高齢者自身による自己決定と意欲の尊重、残存能力の活用及びコミュニケーションスキル、人間工学に基づく介護スキルを組み入れた教育訓練プログラムを新人向けと現職人材向けに構築し、2025年2月、台南YMCAにおける介護インテグラルカリキュラムで実施した。

第2組 「日本の介護文化の導入」陳智偉(6)

介護サービスの品質向上を目指し、研修プログラムに日本の「人間本位」の介護の概念を取り入れて以下の成果を挙げた。

- ・日本の個別介護モデルを参考にしたニーズに合わせた作業や休息のスケジュール調整を行い、施設内を家庭的な雰囲気にして生活への幸福感を高めた。
- ・「よく食べ、気持ちよく入浴し、よりよく暮らせる」よう、施設入居者自身のもつ能力を十分に発揮させた自立支援を行い、QOLの

向上を図った。

- ・施設環境の最適化、ハイテクによる適切な補助、リハビリ訓練により物理的な拘束を軽減し、安全かつ尊厳を持った生活を入居者に提供した。

第3組 「日本の介護精神を導入した台湾の居宅介護事業の運営」 許雅倫（6）

在宅サービスの利用者ごとにその能力を観察し、それぞれの希望に耳を傾けつつ介護サービスと組み合わせた活動プログラムやリハビリ訓練方法等を見直した結果、利用者が再び笑顔を取り戻した。

第4組 「訪日後に実施した高齢者の食事ケア」 李欣容（5）

栄養士と調理師で協力して食感を調整した食事を開発し、より楽しく食事ができるような家庭的な雰囲気作りも行った。さらに、終末期の介護レベルにあっても、快適な食事をさせる方が、満腹にさせるより重要であるといった栄養摂取の概念を同僚等と共有した。

第5組 「在宅介護の報連相（ホウレンソウ）システムの構築と在宅介護人材の育成」 潘盈臻（5）

日本の温かみのある介護を参考にして訓練施設における在宅介護職員と指導員の作業フローとプログラムを作成した。施設での温かみのある介護と報連相システムを構築し、その評価項目をボーナス基準にすることでスタッフの業務意欲を向上させた。また、専門サービスと報酬を関連付け、在宅介護職員のプロ意識を高めたことで、介護職員の業務への達成感を高め、離職率を抑えた。

第6組 「在宅介護サービスの報連相システムの構築と優しい在宅ケアのための人材訓練」 張維倫（5）

在宅サービスの品質向上のため、報告と記録のフローを強化し、介護職員が主導的に高齢者の心身の状況に気を配り、確実に記録を文字化できるようにした。併せて利用者の尊厳とその希望を第一優先とする、多元的でカスタマイズ化した温か

みのあるサービスを提供できるようになり、サービス内容が改善した。

第7組 「デイケアセンターの離職率改善と研修講座」 陳彦君（6）

解決課題である労働力不足と職員の定着率の改善にあたり、日本研修で学んだ以下3つの対策ポイントを応用した他、台湾の強みであるハイテク機器を導入し、CHAT-BOTによる衛生教育とメンタル支援、クラウド介護管理システムによる文書作成の負担軽減、電子連絡帳で家族の参画を促進した。

- ・キャリアアップロードマップにより介護福祉士の昇進と学習機会の提供を明確化して定着率の向上を図った。
- ・介護サービスマナーチェックリストを導入して介護サービスの標準化と評価を行い、ケアレベルの均一化と定期的な評価及びフィードバックを実施した。
- ・柔軟性のあるローテーション制を推進して従業員の燃え尽き症状を低減し、仕事と家庭の両立を可能にした。

第8組 「馬偕病院附属デイケアセンターでの職員教育」 陳香夷（2）



集合写真



成果報告の様子

デイケアセンターでの教育ポイントとして、訪日研修で学んだ高齢者一人一人を尊重する介護理念を取り入れた。

2. 第6期研修生の研修報告（翻訳）

伊甸台北居家式長照機構 主任
李維欣

この報告書は、佐久市での長期介護研修を振り返り、日本のサービスイノベーション、ニーズ、拘束をしない介護等の分野における経験を台湾の現状と比べて検討したものです。研修中、日本の長期介護施設での実践と理念について理解を深めました。

1. 介護人材の学習者精神の向上

日本の介護モデルでは、介護従事者にとって高齢者は介護が必要な対象であり、介護学習のパートナーでもありました。介護従事者は彼らから学ぶという姿勢をもちながらサービスを提供しており、そうした相互学習の過程がプロとしての素養をレベルアップするだけでなく、より高い職業意識と満足度を抱くことに影響を与えていました。さらに重要な点として、そのモデルが、高齢者が生きてきた歴史を尊重することを強調していて、高齢者ひとりひとりの物語を介護計画の基礎としていることでした。介護従事者は高齢者から話を聞くことでニーズと生活面の思考を正確に理解することができ、それにより人間味のあるサービスを提供することができていました。台湾でも、介護従事者に学習者としての態度をもつように一層強化し、介護サービス計画において高齢者のニーズをもっと尊重するべきではないかと思いました。



2. サービスニーズを満たすための実践

日本の介護システムでは、利用者により多くの選択権が与えられており、それが生活上の積極性を刺激していました。施設ではカスタマイズされた食事や施設内の活動が選択でき、自主的にできる運動施設の提供を通じて利用者はそこでの過ごし方の自主決定権を与えられ、日常生活への関心度や自主性を高められるようになっていました。こうした方法は、高齢者のQOLを高めるだけでなく、心身の健康をも促進します。台湾の長期介護サービスにおいても、今後、利用者がより多角的な選択ができるようにして、そこでの過ごし方に参与する自主決定権を持っていると感じられるようにできると思いました。

3. 拘束ゼロ介護の推進

拘束をしない介護というものが日本の長期介護システムにおける重要な概念です。その核心理念は高齢者の生活面における自主決定権を保障し、身体や心理面の不必要な拘束を避けることにあります。日本の長期介護施設では、すでに広範にわたり拘束ゼロの介護を実施していますが、台湾では今なお試行段階にあります。一部の施設では拘束ゼロ介護の理念を導入してはいますが、まだ改善の余地がある状況です。拘束ゼロの実施は、介護従事者の専門性のレベルアップが必要になるため、今後、拘束ゼロの介護環境において生じうる突発的な状況に的確に対応できるよう、専門的訓練を強化しつつ、拘束というこれまでの方法から環境デザインと行動管理等に変換していくよう提案したいと思います。

4. 人材育成とグループの発展

今回の研修では、日本の長期介護施設の人材育成方法をより深く理解することができました。日本の施設では、定期的に学習会や個別検討会を開催しており、そうした活動を通じて従業員は専門知識と技術を継続的に向上させ、また、実践の中で経験を積むことができます。また、日本の施設では介護福祉士が活動計画や活動で使う小道具の作成にも主導権を持っていて、それが専門的な素養を向上させるだけでなく、職業意識を高めることに



もつながっていました。こうした方法は従業員の業務満足度を高め、全体的に定着率にも効果があり、施設内のサービスレベルも徐々に上がっていくことになります。台湾の長期介護施設でも人材育成力を高め、従業員に多くの学習機会を与えて全体的なサービスレベルを上げるべきだと思いました。

5. 認知症ケアの学習と応用

研修期間中、日本の認知症ケアについても理解を深めることができました。日本では人を中心とした介護理念を強調しており、専門人材の育成において認知症の介護レベルの強化を図っていました。日本では認知症は疾病ではなく、一種の行動様式であると広めていましたが、こうした観念は認知症の正確な認識に役立つものです。台湾も認知症の教育普及を強化すべきで、特に子供の時から正確な知識を養い、社会全体で認知症の人を支える能力を向上すべきだと思いました。

終わりに、今回の佐久市での研修は、多くの長期介護分野における先進的な経験を学んだだけでなく、台湾の長期介護体制の今後の発展についての考え方についても刺激を受けました。台湾の現場でこうしたイノベティブな措置を行う過程では、多くの現実的な課題に直面すると思いますが、政策面での指導があれば、人材育成とサービスイノベーション等の方面を引き続き努力していくことで、台湾の長期介護システムはより素晴らしい未来を迎えられると信じています。

今回の貴重な学習機会を与えてくださった日本台湾交流協会、アジア・ワイズの王珠恵先生及び佐久大学に再度感謝申し上げます。

**弘道老人福利基金会付属彰化長照機構 主任
許雅綸**

かねてから日本の豊かかつ温かみのある長期介護を噂に聞いていたので、今年、幸運にも台湾人

長期介護専門家の訪日研修に申請・採用され、感激しました。台湾は、第一期長期介護10年計画から第二期に移行したものの、まだ苦境にあるので、この機会に台湾で転用可能で、所属先からまず推進することができるキーポイントを持ち帰りたいという大きな期待を抱いていました。実のところ、数年前にはこの研修事業への参加を施設の職員に奨励したことがあったので、当時から日本での学習に関する情報に注意を払ってきたのです。面接に合格した後は、9月から事前準備とオンライン討論に始まり、長期介護施設における研修に至る講義、視察、実習を通じ、日本の長期介護制度、施設の運用状況及び介護の理念を深く理解することができました。過去に講義や書籍、報道等から学んだ日本の長期介護の情報が、リアルな経験と見聞に代わる過程で真に腑に落ち、また、今後進むべき道筋を明確に理解できた感じがします。以下のとおり、日本で学んだ政策、施設面、介護面の3方向について共有したいと思います。

●政策面：人を基本とする全民参加型の政策

【国民に向けた認知症教育】

日本政府は認知症をテーマにした各レベルの教育を毎年90分以上、カリキュラム及び体験をさせるよう規定しており、国民に認知症の基本知識を備えさせ、認知症への迷信や恐怖心を打破し、認知症に優しい社会環境の創造を進めています。これは台湾で行っている認知症に関する広報活動とは異なっています。台湾では主に地域拠点からボランティア養成等の方法で広報をしていますが、各レベルの教育システムに普及させるまでには至っていません。私の職場では認知症に優しい地域として広報しており、現在は、彰化県内の小学校に「忘れても大丈夫劇団」を派遣して上演し、近隣の小中学校と連携した関連情報の提供のための訪問活動を主体的に行う等、多元的な方法で認知症の広報を推進しています。

【介護保険制度】

日本の介護保険制度は個人の福祉に重きを置いており、サービスを利用するかどうかは利用者の自主決定権を重んじています。それとは違い、台

湾の長期介護サービス費用は家族が負担していることもあり、決定過程において家族の意見がメインになりがちで、利用者本人の意思はあまり考慮されません。

【拘束ゼロ政策】

日本政府は人権に基づき、被介護者を拘束しない政策と介護方法を明確に定め、施設への補助と教育訓練を提供し、施設での拘束ゼロの介護モデル実施を奨励していますが、台湾ではまだ政策面での支持や関連措置の配備がされておらず、施設が拘束ゼロを推進しようとしても、家族の理解を得られない、人手不足である等の様々な困難に直面しています。今後どのように家族に説明し、従業員と介護方法の調整を話し合っていくかは大きな挑戦です。

●施設面：多元的サービス、職員のレベルアップとフレンドリーな空間を重視

【多元的な施設タイプ】

日本では介護保険により多元化した長期介護施設サービスタイプを支援しています。例えば、特別養護老人ホーム、低価格な老人ホーム、養護老人ホーム、レスパイト・デイケア及び訪問看護等の事業所等で利用者ごとに異なるニーズを満たしています。台湾の長期介護施設のタイプも日々多元化しているものの、現状の補助の規模はショートステイの介護モデル程度にすぎません。

【従業員のスキルアップ】

日本の長期介護施設では、従業員のキャリアアップを重視してサービス策定への参画を奨励

し、働きながらスキルアップするための情報提供を行うことに加え、家庭的な業務環境を作ることによって離職率を下げる努力をしていました。台湾の長期介護サービスでも、継続的な教育とキャリアアップ制度を完備し、従業員のスキルアップのみならず、将来への展望が見える化し、長期介護の分野で働くことに対する意欲がわくようにしています。

【人本位の建築デザイン】

今回視察した日本の長期介護施設において最も印象的だったのは、全体的に温かみのあるデザインと快適さでした。プライベート空間の設計を重視しており、日本文化の特徴を加えた、家のようなつくりになっていました。台湾の長期介護施設でも、より優しく、思いやりのあるスペースにするために多くのデザインが取り入れられていますが、長期介護規範とスペース運用管理の面では、まだ調整が必要な点が多くあります。

●介護面：自主の尊重、家族のように接し、グループで協力する

【高齢者の尊厳と自主性の尊重】

日本の長期介護施設の従業員は利用者の意思を尊重して業務にあたっていました。生活能力の維持のために施設内での活動への参加を励ましながらも、個人の意思を尊重し、利用者が望む介護サービスを提供していました。例えば、歩行が不便であっても、入浴を希望すれば入浴をさせ、身体機能維持のために利用者のためのご飯を炊いたり、野菜を切ったりしてもらう等です。日本には「サービスマナーチェックリスト」というものがあり、





従業員は必要な時に自分の作業を確認できるようになっており、グループ内で真摯にフィードバックしていました。台湾の長期介護サービスも、利用者の意思を尊重し、利用者の個性を重視しています。ポイントとしては、高齢者に制限を設けない、過度に保護しない、利用者の要求を無視せずマナーを守るということであり、よい介護の関係は、介護者と利用者が相互に尊重し合い、和やかな雰囲気の下で構築される点です。

【細やかな観察とニーズ評価】

日本の長期介護施設の従業員は利用者のニーズと習慣を細かに観察し、状況に応じてサービス内容を調整し、ケアをカスタマイズして提供していました。例えばコーヒーを飲むかどうか、砂糖やミルクをいれるかどうか、食べない肉の種類があるか等で、連絡帳に詳細に記録し、家族もデイケアでの様子がわかるようにしていました。台湾の長期介護サービスでも、更に高齢者の個別ニーズの評価をし、思いやりあふれるサービスを提供するべきだと思います。

【グループによる協力とプロとの交流】

日本の長期介護施設では、専門別のチーム同士が定期的に交流し、利用者の状態や注意事項が関係者全員に同時に伝わるよう、ケアの一致性と連続性の確保に努めていました。台湾の場合、同じユニットの連携であれば、特に大きな問題はありませんが、利用者のニーズが異なる場合、ユニットを跨いだサービスが必要になるので、利用者の情報を同時に把握できるような情報プラットフォームを構築することで総合的なサービスが提供できるようになると思いました。

日本台湾交流協会、佐久大学及びアジア・ワ



イズのご支援により、今回の日本研修では日本の長期介護制度の長所をご紹介いただいたばかりか、台湾の長期介護サービス発展のための貴重な参考情報を提供していただきました。また同時に、日本文化の素晴らしさも体験させていただきました。この日本での経験を参考に、自分達の文化や社会環境と結合させた台湾の長期介護モデルを発展させ、より一層優良でニーズに合ったサービスを提供していきたいと思っています。

春寧長期照顧集團 社工督導
湯博鈞

今回の佐久での研修は、高齢者が老いていくことに付き従う勇気を見つけることができました。そして、それは自分が一人で歩むべき孤独な道のりでもないということを教えてくれました。日本の長期介護施設に足を踏み入れた時に眼前に広がった光景は、私を震撼とさせました。そこでは利用者が楽しそうに歩き、おしゃべりをし、廊下を散歩したり、庭に出て草花を植えたり、また、ある人は昼食の支度をしていたのです。ここでは車いすへの拘束や行動を制限するためのベルトは見当たらず、自由に快適なスペースには自然な光と生活の息吹で満ちていました。そこは冷え冷え

とした療養所ではなく、活気に満ちた家のようにした。

実習とカリキュラムでは、講師の指導の下で実際に介護も行いました。一度のカリキュラムで、思いやりのある姿勢で高齢者を支える方法を学びましたが、それは例えば、歩行補助の際は肘を軽く支え、トイレの補助では適切な距離を保つ等でした。こうした細やかな技術により、介護というものが動作を代わりにやってあげるものではなく、高齢者の自主を保つためにあるということが理解できました。実習期間中、私は一人のおばあさんがコンロを使ってご飯を炊くことに付き添ったのですが、彼女の動作は、かつてのようなきびきびとしたものではありませんでしたが、マッチを使いながら、微笑みをうかべている彼女は、まるで慣れ親しんだ台所にいるようでした。彼女は「小さい時、母がよく、『まずお米を洗って、鍋のふたが動き出して、米粒が鍋の中で踊り出す音が聞こえるまで待ったら、もうすぐ炊き上がるのよ』と言ってたのよ」と話してくれました。彼女にとってご飯を炊くということは、家事をするというだけの意味ではなく、生活の延長であり、自分が必要とされていると感じさせるものなのでした。そばで付き添っている介護士も、彼女をせき立てもせず、小さい声で励ましているのです。私はその様子を見て、高齢者にとって慣れ親しんだ生活方法の延長ができるということは、自尊心と自己の価値を保つキーポイントなのだと深く理解しました。

研修が進むにつれ、こうした思いやりのある介護サービスの背景には日本政府が推進する拘束ゼロ政策があることを理解しました。日本政府は、政策を通じてその方針を奨励・指導し、各介護施

設が安全かつ自由な環境を作るよう奨励しています。施設ごとに設備環境に工夫が凝らされ、転倒防止のための手すりや滑りにくいフローリングを設置したり、角のとがった家具を避ける等、事故のリスク削減を図っていました。介護従事者のうち、特に介護福祉士は、専門訓練を通じて身体を拘束する代わりに、高齢者を忍耐強く観察する方法を学び、高齢者の一步一步をきめ細やかに支えていました。介護福祉士がトイレの補助にあたって高齢者に「必要があったらいつでも呼んでね」と軽く声をかけた後、トイレの外に出て行くのを目にしましたが、こうすることで高齢者の尊厳が保たれ、彼らからも理解され支持されます。思いやりのある介護方法とはまさにこういうことかと体験しました。

今回の研修では、台湾各地の施設から来た仲間と知り合うこともできました。彼らと毎日学んだ内容について話し合うことで、長期介護についての多くの可能性を見いだすことができ、なおかつ、自分だけでなく、志を同じくする仲間が介護事業の道のりを一緒に歩いていることを実感できました。日本で学んだ介護の理念を自分たちの施設にどうやって持ち帰るかを、それぞれが直面する課題について討論もしました。ある人はマンパワー不足を心配しており、ある人は家族に拘束ゼロモデルを受け入れてもらうにはどう説得すべきか考えていました。こうした討論を通じ、長期介護は困難に直面してはいるもののこうした仲間と一緒に努力し、支持していると知ることができて、堅実さと安心を感じることができました。拘束ゼロの実現は、確かに大きな挑戦ではありますが、また、拘束ゼロになれば高齢者の自由度は増えますが、転倒等のリスクも増えますから、家族と介護者の



「拘束しておけば安全だ」という観念をすぐに変えることは難しく、実現には長い道のりになるだろうと思っています。

日本での研修を終え、私もどうやってこうした理念を実現させていくか考え始めました。すぐには拘束ゼロの全面的な実施はできないかもしれませんが、転倒防止設備とバリアフリー補助具などの小さい改善できるところから着手し、より安全で自由な行動環境を作っていきたいと思っています。次に、専門の訓練カリキュラムを導入して、いかに高齢者の行動を制限せず、尊重して支え、忍耐と観察によって高齢者のニーズを理解するかを介護従事者に学ばせたいと思います。また、施

設内で循環するフィードバックシステムを構築し、定期的に高齢者と家族の意見を収集し、実際のニーズに基づいてサービスを調整し、継続的に改善していくフィードバックメカニズムを形成したいと考えています。

私は長期介護の核心は介護にあるのではなく、高齢者が温かみを感じ、当たり前のように生活できる環境をつくることにあり、年をとっても自分が必要とされ、尊重されていることが感じられることだと深く信じています。今回の研修で、真の温かみのある介護とは、「介護」そのものではなく、高齢者が「生きている尊厳と幸福」を抱いていられることなのだと深く理解することができました。



文化事業「台湾の短歌を語る」実施報告

日本台湾交流協会台北事務所

副代表 服部 崇

秘書 洪 上婷

広報文化部主任 大内 洸太



写真1 集合記念写真。多くの方々にご参加いただいた。

1. はじめに

当協会台北事務所では、日本文化の紹介を目的とした講座を不定期に開催している。令和7年度の第1弾として、文化事業「台湾の短歌を語る」を4月12日午後、当所文化ホールにて実施した(写真1)。千三百年以上の歴史を持つ日本の伝統詩歌「短歌」は、現代の台湾においても、台湾歌壇をはじめとする団体や個人によって親しまれている。今回の講座では、当所の服部崇副代表(以下、服部)が講師となり、「台湾の短歌の歴史と現在」と題し、台湾における短歌の受容と発展の歩みを時代ごとに分けて紹介・解説した。また、同時代の日本における短歌の受容のされ方についても紹介し、日台の短歌の歴史を比較しながら理解を深める内容とした。本事業の狙いは、日本の

伝統文化である短歌について学ぶだけでなく、台湾での短歌の歴史を通じてその魅力により深く触れ、日台双方の文化的な共通点と相違点を知ること、短歌への理解をより一層深めてもらうことにあった。さらに、講演に加え、会場内の展示スペースでは短歌パネル展示を実施した。短歌作品とともに、それに込められた思いやイメージを表現した写真も掲載し、視覚的にも短歌の世界観を感じ取れる構成とした。加えて、短歌には「花」をテーマとする作品も多いことから、展示にはいけばなも添え、空間演出にも工夫を凝らした。今回の講演は日本語のみ(中国語通訳なし)で行われたが、10代の若者から60代以上の年配の方まで、合計34名の参加があり、短歌への関心の高さがうかがえた。また、当日は、講演への参加者の34名以外にも会場のいけばな作品や短歌パネ

ルの展示を観覧しに来訪した方も見られた。

2. 展示の紹介

当日は、文化ホールの展示スペースにおいて、参加者に短歌の多様な魅力に触れてもらえるよう、短歌に関するパネルや短歌集の実物の展示を行った。展示は次の三つのコーナーに分けて行った（写真2、3）。

展示（一） 古今和歌集

平安時代（905年頃）に編纂された日本の『古今和歌集』を取り上げ、日本の美しい自然風景の写真とともに、春夏秋冬を代表する古典の和歌を現代語訳付きで展示した。具体的には、春の歌<世の中にたえて桜のなかりせば春の心はのどけからまし 在原業平>、夏の歌<蓮葉のにごりに染まぬ心もて何かは露を玉とあざむく 僧正遍照>、秋の歌<散らねどもかねてぞ惜しきもみち葉は今 限りの色とみつれば 読み人知らず>、冬の歌<山里は冬ぞ寂しさまさりける人目も草もかれぬ と思へば 源宗于朝臣>など合計八首の和歌の展示を行った。繊細な季節の移ろいが詠まれた和歌から、自然との調和を大切にする日本人の自然観が感じ取れるような演出を行った。このように、名歌を紹介することによって、歌のリズムや題材を理解しながら、初心者にとっても短歌を詠む際の手がかりになるように心がけた。

展示（二） いけばなと短歌



写真2 いけばなと短歌のパネル展示

いけばなと短歌が作り出した自由奔放かつ感性豊かな世界を演出し、現代における短歌の表現方法を模索することを目的に展示を行った。今回の



写真3 いけばなが会場に彩りを添えた。

企画に携わった洪上婷は日本に留学していた頃から草月流のいけばなを学んでいる。服部は、2011年以降、短歌結社「心の花」に所属しながら短歌の実作を続けている。今回、洪上婷のいけばな作品に合わせて服部が作った短歌と、服部が作った短歌の意味を吟味して洪上婷が表現したいいけばな作品をそれぞれポスターにデザインした合計14枚のパネルを展示した。いけばなは、花を花器に挿すことにとどまらず、心を映し出す表現手段とも考えられる一方で、短歌はその瞬間の感情や情景を言葉で紡ぎ出すものと言える。会場来訪者からは、いけばなと短歌のコラボレーションは斬新なアイデアで興味深いものであり、花と歌を同時に楽しめるのはとても良かったと、温かいご感想をいただいた。また、会場で実際に生けたいけばな作品から刺激を受け、自分らしい短歌を作ることができたと語った参加者もいた。

展示（三） 短歌集

この展示コーナーでは、台湾で短歌の創作活動を長年続けてこられ、今年で創設58周年を迎えた「台湾歌壇」より協力を得て、台北短歌会（「台湾歌壇」の前身）創設者の孤蓬万里（本名：吳建堂）の第一歌集『短歌集 ステトと共に』（1966年）や『花をこぼして』（1981年）、「台北歌壇」や「台湾歌壇」の初期から現在までの歌誌など、台湾の短歌発展の変遷を反映した短歌集30冊以

上を一堂に揃えた。台湾社会の変容とともに歌人たちが創作した短歌集は個性豊かで、台湾の風土に漂う情景や、愛する土地への思いが生き生きと短歌に現れている。こうした台湾の短歌が織り成す意味合いを味わいながら、短歌の魅力を再発見することができた方もいるだろうことを確信する。

3. 講演内容の紹介

服部は、「台湾の短歌の歴史と現在」と題した講演を行った(写真4、5)。講演では、初めに「短歌とは何か」について所見を述べた。その後、「日本の短歌の歴史と現在」の概要を紹介したうえで、「台湾の短歌の歴史と現在」を概観した。講演に当たっては、台湾の日本文学研究者の方々や「台湾歌壇」の方々にもお越しいただき、講演に対する意見や補足コメントをいただいた。

(1) 短歌とは何か

短歌とは基本は三十一音の定型詩であり、「詩」とは「心に感じたことをリズムに乗せる言語表現」であるとした。そして短歌の定型は五・七・五・七・七の五句であることに触れたうえで、定型からの逸脱、句切れ、句またがり、句割れ、字余り、字足らず、などについて紹介した。また、短歌の題材は自由かつ多様であること、季語は必要ないことなどを説明し、自然詠、職業詠、社会詠、相聞



写真4 服部による講演「台湾の短歌の歴史と現在」

歌、挽歌などの分類が可能であると述べた。

(2) 日本の短歌の歴史と現在

中世(『万葉集』、『古今和歌集』、西行『山家集』、『新古今和歌集』)、近世、明治時代、大正時代、昭和時代、平成時代、令和時代の和歌・短歌の変遷を概説した。講演では、明治時代以降の以下の短歌を紹介した。

東海の小島の磯の白砂に／われ泣きぬれて／蟹とたはむる

石川啄木『一握の砂』(1910年)

ゆく秋の大和の国の薬師寺の塔の上なる一ひらの雲

佐佐木信綱『新月』(1912年)



写真5 参加者の皆さんは興味津々に話を聞いてくださった。

台湾			
明治 1868～1912	1905～1906 「新泉」 1905 「にひ星」	1918～1920 「人形」 1920～? 「十月」 1922～1945 「あらたま」 1926 「泊芙藍」	1926～1945 「あぢさゐ」「行人」 「八雲」「蜻蛉玉」 「海響」「相思樹」 「朱轡」「原生林」 「棕櫚竹」「紅樹」 「台湾」「がじゅまる」 「南台短歌」「やまなみ」
	1898 「心の花」創刊 ・短歌革新運動 ・浪漫主義(「明星」) ・写実主義(アララギ派) ・自然主義	1913 北原白秋『桐の花』 1926 斎藤茂吉『赤光』 ・大正二年の衝撃 1913 島木赤彦 「アララギ」編集人就任 ・アララギ派の拡張	1926 新短歌協会 1928 新興歌人連盟 無産者歌人連盟 ・プロレタリア短歌 1930 前川佐美雄『植物祭』 1940 『新風十人』 ・モダニズム短歌 1951 塚本邦雄『水葬物語』 ・前衛短歌
日本			

表1 日台短歌史年表

胸のうちいちど空にしてあの青き水仙の葉をつめ
こみてみたし

前川佐美雄『植物祭』(1930年)
革命歌作詞家に凭りかかられてすこしづつ液化し
てゆくピアノ

塚本邦雄『水葬物語』(1951年)
旗は紅き小林なして移れども帰りをゆかな病む
ものの辺に

岡井隆『土地よ、痛みを負え』(1961年)
ジャージーの汗滲むボール横抱きに吾駆けぬけよ
吾の男よ

佐佐木幸綱『群黎』(1970年)
「この味がいいね」と君が言ったから七月六日は
サラダ記念日

俵万智『サラダ記念日』(1987年)
体温計くわえて窓に額つけ「ゆひら」とさわぐ雪
のことかよ

穂村弘『シンジケート』(1990年)
廃村を告げる活字に桃の皮ふれればにじみゆくば
かり 来て

東直子『春原さんのリコーダー』(1996年)
燃えたぎる鍋を見すえて だいじょうぶ これは
永遠でないほうの火

井上法子『永遠でないほうの火』(2016年)

講演は、服部のこれまでの読書や短歌実作の体
験に基づくものではあったが、明治時代以降の短
歌史の概説については最近読んだ高良真美『はじ
めての近現代短歌史』(草思社、2024年)の影響
を強く受けていることに触れておきたい。同書は
たいへん良くまとまっているので一読を勧めた
い。同書との関連では、同書が「海外詠」に関す
る視点が薄いことが今回の講演との最も大きな違
いであると考えている。

以上(1)、(2)を前提として、「台湾の短歌
の歴史と現在」を概観した。

(3) 台湾の短歌史(日本統治時代)

日本統治時代の台湾の短歌については、主に、
頼衍宏「日本語時代の台湾短歌―結社を中心にし
た資料研究―」(東京大学大学院総合文化研究科・
博士学位論文、2008年)を参考にした。同論文は、
台湾の短歌結社や短歌誌を取り上げ、当時の日本
の短歌結社との関連を明らかにしようとしている。
明治時代に関しては、1905年から1906年に
かけて発行された台湾の短歌誌「新泉」と日本の
短歌結社「いかづち会」との関連、1905年に発
行された台湾の短歌誌「にひ星」と日本の短歌結
社「明星」との関連が取り扱われている。大正時
代については、1918年から1920年にかけて発行

1965 宮中歌会始に呉振蘭が入選 1967 台北短歌会が発足 1968 「台北歌壇」第一輯発行 1978 『孤蓬万里半世紀』 1981 『花をこぼして』 李登輝総統期 1988 「台湾万葉集 中巻」 昭和 1926～1989 1961 岡井隆『土地よ、痛みを負え』 ・「六〇年安保」 1970 佐佐木幸綱『群黎』 ・「内向の世代」 1987 俵万智『サラダ記念日』 ・ライトヴァース	1993 『台湾万葉集 下巻』 1994 『台湾万葉集』(集英社) 1997 創設三十周年祝賀会 陳水扁総統期 2004 「台湾歌壇」へ改名 馬英九総統期 2008 「創設四十周年記念」 平成 1989～2019 1990 穂村弘『シンジケート』 ・ニューウェーブ 2000 穂村弘『短歌という爆弾』 2003～2007 「短歌ヴァーサス」 2003～ 「題詠マラソン」 ・ゼロ年代の短歌	蔡英文総統期 2017 創設五十周年 2024 「台湾短歌大賞」 賴清徳総統期 令和 2019～ 2011 東日本大震災 ・震災詠 2013 新鋭短歌シリーズ 早稲田短歌会、京大短歌会、 本郷短歌会(Q短歌会)・・・ ・学生短歌会 2014～2020 「パリ短歌」 ・海外詠 日本
--	--	---

された台湾の短歌誌「人形」と日本の短歌結社の「創作」や「心の花」との関連、1922年から1945年にかけて発行された台湾の短歌誌「あらたま」と日本の短歌結社の「水甕」、「ポトナム」、「アララギ」との関連などが取り扱われている。昭和時代前期（1926年～1945年）の間には台湾において多数の短歌誌が発行されている。講演では、こうした点を紹介するとともに、日本統治時代については、日本から台湾に赴任・訪問した歌人たちが短歌を台湾に持ち込んだ側面（たとえば、下村宏・民政長官は「心の花」所属の歌人でもあった）、台湾の人たちが初等中等教育のなかで短歌に親しんだ側面（たとえば、李登輝・元総統の学生時代の短歌が残されている）などを指摘した（写真6）。



写真6 日本と台湾の短歌史の観点から解説をおこなった。

（４）1945年以降の台湾の短歌史

講演では1945年以降の台湾の短歌史についても概説を試みた。戒厳令期（1949年～1987年）については、特に前半の期間に関しては記録に接していないが、1965年の宮中歌会始に呉振蘭の短歌が入選したことを一つのエポック・メイキングな出来事として指摘した。日本統治時代に教育を受けた人たちを中心に短歌を詠み継いでいたことがうかがわれる。1967年には呉建堂らによる台北短歌会が発足している。李登輝総統期（1988年～2000年）には呉建堂「台湾万葉集 中巻」（1988年）、同「台湾万葉集 下巻」（1993年）の出版が台湾において行われているが、1994年には日本において『台湾万葉集』（序文・大岡信）（集英社）が発刊し、評判になった。洪淑靖『「台湾万葉集」初・再撰版の差異研究』（静宜大学日本語文学系碩士論文、2024年）は台湾版と日本版との差異を詳細に分析している。陳水扁総統期（2000年～2008年）には、「台北歌壇」から「台湾歌壇」へと改名がなされている（2004年）。2008年には蔡焜燦が「台湾歌壇」代表に就任している。馬英九総統期（2008年～2016年）には台湾歌壇は四十周年を迎えた。2008年には「台湾歌壇創設四十周年記念特集」が発行されている。2012年には鄭垠耀（元・台湾歌壇代表）が旭日

双光章を受章、2014年には蔡焜燦が旭日双光章を受章した。蔡英文総統期（2016年～2024年）においては、2017年、「台湾歌壇」は創設五十周年を迎えた。同年、台湾歌壇に対し外務大臣表彰の授与が行われた。2024年3月には日本台湾交流協会主催による「台湾短歌大賞」が挙行された。頼清徳総統期（2024年～現在）である現在、台湾歌壇は「台湾歌壇第四十集（呉建堂創刊第177輯）」（2025年2月）の発行など活動を継続している。講演では、「台湾歌壇」による活動以外にも、台湾の大学の日本語学科等の学生たちによる短歌に関する活動が見られることなどを指摘した。

（5）台湾の短歌の紹介

講演では、台湾の短歌として以下の三首を紹介した。

さ庭べを人に譲づるも^{あこ}吾子が為め建て遣す家は孫^も守るらむ

洪長庚

洪長庚のノートより 1964年10月14日の日付あり

^{なむら}魚羣追ふ鷗の羣が朝風の海を變速しつつ飛びゆく

呉振蘭

宮中歌会始入選歌 1965年

万葉の流れこの地に留めむと^{いのち}生命のかぎり^{うた}短歌詠みゆかむ

孤蓬万里（呉建堂）

『台湾万葉集』（集英社）大岡信・序文より
1994年

一首目の洪長庚は洪上婷の曾祖父に当たる。今回の企画に当たって、洪家に残されていた遺品のノートの中から発掘した一首である。ノートには、日本語文法や短歌がびっしりと書き込まれていた。この一首の書かれているページには、1964年10月14日の日付が記されている。歌意は、「庭を人に譲ることとなったが我が子（洪上婷の祖父）のために建てて残す家は我が孫（洪上婷の父）も守ってくれることを期待している」ということになろうか。当時の時代背景がしのばれる。二首目は、

1965年の宮中歌会始に入選した呉振蘭の一首である。魚の群れを追う鷗の群れが凧いでいる海を魚のスピードに合わせてスピードを変えながら飛んでいる様子が詠われている。よい歌だと思う。三首目は大岡信が『台湾万葉集』の序文で引いた呉建堂による一首である。万葉集から続く日本語の短歌を台湾の地で詠み継いでいく意志が力強く詠われている。この一首には日本の読者にも訴えるものがあると大岡信が感じたものと思われる。

（6）今後に向けて

今回の講演に当たり、日台短歌史年表（表1）を作成した。こうした年表を拡充してゆけば、台湾の短歌史が日本の短歌の動向の影響を受けていると同時に、台湾独自の展開をしてきていることがより明確となっていくことと思われる。このためには、さらなる資料の発掘や分析、また、短歌の実作の充実が必要になるものと思われる。参加いただいた台湾の日本文学研究者の方々や「台湾歌壇」の方々の講演に対する意見や補足コメントをここで逐一紹介することは控えることとしたい



写真7 多くの参加者が初めて短歌を詠んだ由だが、素晴らしい作品ばかりであった。



写真8 参加者が会場場で詠んだ短歌を紹介・講評した。

が、日本統治時代の台湾における日本語の普及率に関する指摘、台湾の短歌に関する資料の発掘と維持の重要性に関する指摘、結社以外の歌人の研究の重要性に関する指摘があったことを記しておきたい。

4. おわりに

当協会台北事務所では、4月12日、文化事業「台湾の短歌を語る」を実施した。「台湾の短歌の歴史と現在」と題した講演をお聞きいただくことに加え、参加者の皆さんには短歌を一首作ってもらった。いけばな作品を含めた短歌に関する展示

を踏まえ、題詠「花」（または自由）を提示した。花という言葉や具体的な花の名前を詠み込んだり、花をイメージしたりした短歌作品を即興で一首作ってもらった。参加者には短歌を作るのは初めてという方が多かったが、でき上がった短歌作品は個性的な作品が多くみられた（写真7、8）。今回の企画を通じ、台湾の方々に短歌の魅力を一層感じてもらいたいと考えている。今回の講演に当たり、日台短歌史年表を作成した。今後、短歌に関する各界におけるさらなる研究や実作を通じ、この年表が充実していくことを期待したい。

日本台湾交流協会事業月間報告

4月	内容	場所
7～13日	客員教授派遣（楠綾子・国際日本文化研究センター教授）（主催）	高雄市（中山大学）
8日	令和6年度日本台湾交流協会表彰 表彰式	東京都（当協会東京本部）
8日	日本語専門家派遣事業（主催）	台南市（南科実験学校）
9日	領事出張サービス	台中市
9日	日本語サロン（主催）	高雄市（当協会高雄事務所）
10日	日本語専門家派遣事業（主催）	台北市（台湾科技大学）
11日	日本語専門家派遣事業（主催）	高雄市（鳳山商工）
11、12日	2025年第8回 AI と日本語教育国際シンポジウム（後援名義）	新北市（淡江大学）
12日	文化講座「台湾の短歌を語る」（主催）	台北市（当協会台北事務所）
13日	第8期高校生日本留学事業中間研修長期グループワーク成果発表会（主催）	オンライン
16日	日本語専門家派遣事業（主催）	台北市（松山高校）
16日	日本語の教え方講座（主催）	高雄市（当協会高雄事務所）
17日	領事出張サービス	台南市
18日	日本語専門家派遣事業（主催）	台中市（豊原高校）
18、19日	台湾日本研究院年会・国際フォーラム（助成）	台北市（政治大学）
22日	奨学金説明会（主催）	桃園市（中央大学）
24日	講演「日本各地が取り組むご当地グルメによる地方創生～絶対食べに行きたくなるご当地グルメのストーリー」（奥所長）	台南市（南台科技大学）
26日	2025年日本文知国際シンポジウム並びに国際啄木学会台湾大会（助成）	新北市（淡江大学）
26、27日	2025 高雄春の芸術祭日本劇団影法師 妖怪影絵劇「ゲゲゲの鬼太郎」（助成）	大東文化芸術中心演芸庁
28日	日本語専門家派遣事業（主催）	台中市（東山高校）
30日	日本語専門家派遣事業（主催）	台南市（成功大学）

講演「日本各地が取り組むご当地グルメによる地方創生 ～絶対食べに行きたくなるご当地グルメのストーリー」

4月23日、当協会高雄事務所・奥正文所長は、南台科技大学において、「日本各地が取り組むご当地グルメによる地方創生～絶対食べに行きたくなるご当地グルメのストーリー」と題する講演を中国語で行いました。会場には、約50名の学生が参加し、熱心に耳を傾けていました。

昨年12月に高雄市で開催されたB-1グランプリの様子を紹介しつつ、ご当地グルメに関するクイズも交えた講演に、参加者からは「美食看起來都很好吃 肚子很餓（どれもおいしそうで、おなかすいちゃったよ～）」、「不知道有B-1 Grand Prix 這個活動，下次還有辦的話，我會參加！（B-1グランプリのことは知らなかった、次の機会があれば、是非参加したい）」などの声が寄せられました。

当協会では、今後も日本の地方都市の魅力や食文化を紹介し、より多くの方々に日本の様々な場所へ訪れてもらえるよう活動を続けてまいります。



維持会員制度について

公益財団法人である当協会では、事業に要する資金の一部を民間資金により補っております。このため設立当初より「維持会員」制度を設け、台湾へ進出して現地の工場、営業所または出張所に駐在員を派遣している企業、台湾と取引関係を有する企業、そのほか台湾に関心を有する企業、団体等にご加入のご協力をお願いしております。

加入いただきました会員の皆様には、台湾の経済開発、市場動向等についての最新情報を提供するため、当協会の会報「交流」（最新台湾経済等の情報、月1回発行）のほか、「台湾の経済DATABOOK」等の各種刊行物、資料を発行・送付しております。また、会員の皆様向けに当協会台北事務所長による台湾情勢に関する「維持会員報告会」を東京において年1回無料で開催している他、「台湾情勢セミナー」を年間数回無料で開催しております。さらに、貿易投資アドバイザーによる相談窓口も設けております。

【維持会員の特典】

1. 各種刊行物、資料の提供
以下の出版物等を随時提供いたします。
 - ・台湾情報誌「交流」（月1回発行）
 - ・台湾の経済DATA BOOK（年1回）
 - ・委託調査（毎年テーマを選定して調査を実施し、報告書として取りまとめたもの）
 - ・その他知財等の調査資料
2. 台湾情勢に関する維持会員報告会御出席
台北事務所長が台湾情勢について報告いたします。
3. 台湾情勢セミナー御出席
台湾の経済産業界の方々を講師として年に数回開催いたします。
4. 貿易相談窓口のご利用
貿易投資アドバイザーによる相談窓口を設けております。本制度に関するご照会、加入お申込みについては「公益財団法人日本台湾交流協会 東京本部 総務部 庶務室」までご連絡ください。

維持会費 1口につき年間12万円

交流

2025年5月 vol.1010

2025年5月26日 発行

編集・発行人：花木 出

発行所：郵便番号 106-0032

東京都港区六本木3丁目16番33号

青葉六本木ビル7階

公益財団法人 日本台湾交流協会 総務部

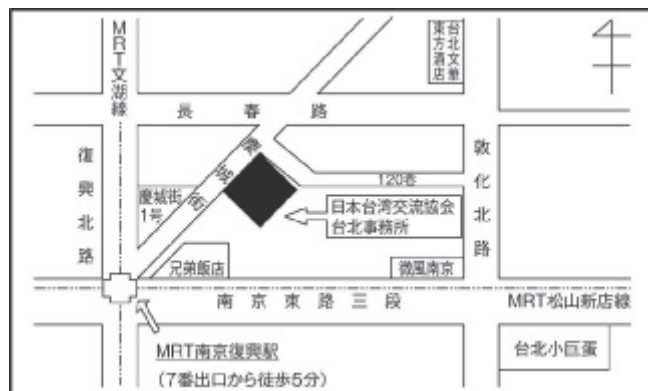
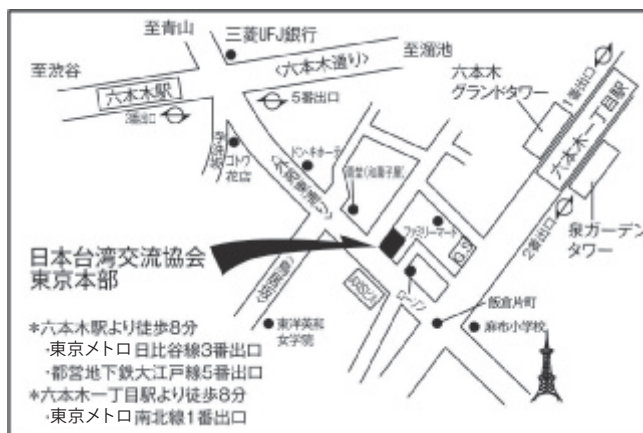
電話 (03) 5573-2600

FAX (03) 5573-2601

URL <http://www.koryu.or.jp>（三事務所共通）

表紙デザイン：文唱堂印刷株式会社

印刷所：株式会社丸井工文社



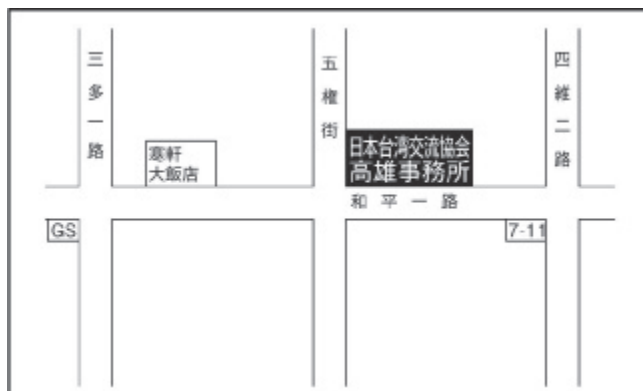
台北事務所：

台北市松山区慶城街28號 通泰大樓

Tong Tai Plaza., No.28, Qingcheng St., Songshan Dist., Taipei City

電話 (886) 2-2713-8000

FAX (886) 2-2713-8787



高雄事務所：

高雄市苓雅區和平一路87號 南和和平大樓9樓・10樓

9F/10F., No.87, Heping 1st. Rd., Lingya Dist., kaohsiung City

電話 (886) 7-771-4008 (代)

FAX (886) 2-771-2734

ISSN 0289-9191



交流 Vol.1010 2025年5月号

2025年5月26日発行(毎月1回25日発行) 公益財団法人 日本台湾交流協会